二　第三条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であって虚偽の記載のあるものを提出したとき。

三　第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二条並びに附則第五条及び第六条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。

2　前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営もうとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第二章の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第五条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号の二中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二十二条の罪に」に改める。

第二十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第六条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に二号を加える改正規定中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

政　令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十一号を第三十二号とし、第八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関すること。

第十二条第七号中「こと」の下に「（総合政策局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十九条第一項中「、不動産・建設経済局」を削る。

第四十五条を次のように改める。

（モビリティサービス推進課の所掌事務）

第四十五条　モビリティサービス推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務のうち、モビリティサービス（情報通信技術その他の先端的な技術を活用して複数の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスをいう。）の実施の推進に関すること。

二　自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関すること。

第五十一条第一号中「第四条第二十五号から第二十九号まで」を「第四条第二十六号から第三十号まで」に改める。

第七十条中「及び参事官一人」を削り、「地価調査課」を「土地経済課」に改める。

第七十四条第二号中「地価調査課」を「土地経済課」に改める。

第七十五条（見出しを含む。）中「地価調査課」を「土地経済課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　土地に関する総合的かつ基本的な政策（適正な土地の利用及び管理を促進するための土地の取引の円滑化に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関すること。

第七十六条中「及び参事官」を削る。

第七十七条第二号中「地価調査課」を「土地経済課」に改める。

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

第百三十八条第二号中「こと（」の下に「総合政策局及び」を加える。

第百四十五条第七号中「こと」の下に「（検査測度課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第九号中「海洋汚染等」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等」に改める。